

件名：新型コロナウイルス感染症（ミランダ州における生活必需品の買い物制限）

<ポイント>

- 28日付ミランダ州官報によると、ミランダ州全域で、29日から30日間、生活必需品の買い物制限が発表されました。
- ミランダ州では、身分証明書番号の末尾によって買い物できる曜日が制限されます。マスクの着用やソーシャルディスタンスの維持も求められています。
- 都市部での市中感染が広がっていますので、引き続き、予防に努めてください。

<本文>

1 28日付ミランダ州官報によると、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、29日より30日間、ミランダ州全域において、生活必需品の買物を制限すると発表しました（医薬品販売は除かれます）。身分証明書の末尾番号によって買い物できる曜日を限定するものです。罰則も定められると記載されています。

2 買い物できる曜日に対応した身分証明書番号の末尾番号は以下のとおりです。

月曜日	0と9の末尾
火曜日	1と8の末尾
水曜日	2と7の末尾
木曜日	3と6の末尾
金曜日	4と5の末尾
土曜日	0, 1, 2, 8, 9の末尾
日曜日	3, 4, 5, 6, 7の末尾

3 同官報には、施設に入る際のマスクの着用とソーシャルディスタンスの維持についても、改めて求められています。また、今次措置に伴い、ミランダ州及びその首都圏周辺では、各種店舗の正午閉店や夜間外出制限などの措置がとられたとの情報もあり、感染者数の拡大に伴い、政府の対策が強化されています。

4 (1) ベネズエラ政府は、ベネズエラでの感染者数等について、27日までの累計で、症例数が15,988名、死亡者数が146名、治癒数が9,959名と発表しています。特に感染者数が多いのは次の地域です。

カラカス首都区	3,036名
スリア州	2,975名
ミランダ州	1,925名

(2) 現在、1日当たりの新規感染者数が過去最多を日々更新しており、その多くは市中感染となっていることから、国内での感染が広がっています。特に、都市部での感染が広がっています。

(3) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も重要です。

- ・手洗いの励行

- ・マスクや手袋の着用
- ・換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。
- (4) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(5) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(6) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>